

キ ャ ナ ル タ ウ ン 高 齢 者 介 護 支 援 セ ン タ ー

《短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護》

運 営 規 程

社会福祉法人 フジの会

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

当事業所は、介護保険の居宅介護サービス事業所です。

(指定事業所番号：兵庫県 2870500382)

(事業の目的)

第1条 キャナルタウン高齢者介護支援センター指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（以下「事業所」という）は、要介護状態または、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、短期入所生活介護計画に基づき適正な指定短期入所生活介護を提供することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことの出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助及び機能訓練を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 キャナルタウン高齢者介護支援センター
- 二 所在地 神戸市兵庫区駅南通5丁目1-2

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、職員数、および職務内容は次のとおりとする。

なお以下の職員数については、参考として令和7年4月1日現在の人員数である。

- 1 管理者（施設長） 1名
 - ・事業所の業務を統括する。

- 2 医師 1名（配置医師）
 - ・原則、利用者のかかりつけ医師の意見及び治療を優先する。
 - ・緊急の必要が生じた場合、およびかかりつけ医師との連絡不能の際には、配置医師または施設看護職員が応急処置にあたる。

- 3 生活相談員 1名
 - ・利用申し込み者の事前面接調査、相談業務に関すること。
 - ・利用者の送迎計画、体制の実施に関すること。
 - ・短期入所生活介護計画の作成に関すること。

- 4 看護職員・機能訓練指導員 2名（1名は機能訓練指導員と兼務）
- ・利用者の救急安全に関する業務。
 - ・利用者の健康管理に関する業務。
 - ・日常動作訓練の指導に関する業務。
 - ・衛生材料の保管、使用に関する業務。
 - ・協力医との連携に関する業務。
 - ・利用者に対する日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に関する業務。
- 5 介護職員 18名
- ・利用者の介護、援助に関すること。
 - ・利用者のケース記録の作成に関すること。
- 6 栄養士 1名（特養と兼務）
- 栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう、必要な役割を果たす。
- 7 調理委託
- 食事の提供に必要な調理を行う。
- 8 事務員 9名
- 施設の維持・運営に必要な事務を行う。

（利用定員）

- 第5条 利用定員は、次のとおりとする。 利用定員 30名
- ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（サービス内容）

- 第6条 事業所は利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供する。
- 2 事業所は、指定居宅介護支援事業者その他、保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス、または福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。
- 3 事業所は、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように配慮してサービスを提供する。

- 4 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴または清拭を行う。また、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 5 利用者に対し、心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。また、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- 6 食事の提供は、利用者の身体の状況及び嗜好・栄養並びに適時適温を考慮した食事の提供を行う。また、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り食堂で行えるよう努める。
- 7 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 8 利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復しまたはその減退を防止するための訓練を行う。
- 9 医師または看護職員は、利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置等を取り必要な事項を記録する。
- 10 褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、提供した指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された額とする。法定代理受領サービスでないときは、介護報酬告知上の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際には、介護報酬告示の額とする。
- 3 食費ならびに居住費については利用者との契約により定める事とし全額自己負担とする。但し、負担限度額認定を受けている場合は、その認定証に記載されている負担限度額とする。
- 4 その他の費用については、利用者が希望された場合は別に定める費用の額の支払いを利用者より受けることができる。
- 5 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、入所時に利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い同意を得る。また入所後の費用について変更が生じた場合も、利用者またはその家族の同意を得るものとする。ただし、電磁的記録による対応でも可能とし、署名・押印についても求めないことが可能であること及びその場合は代替手段を明示することとする。
- 6 サービス利用に係る費用については、重要事項説明書に記載する。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、神戸市の兵庫区・長田区・中央区の一部とする。

(勤務体制の確保等)

第9条 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 利用者の介護に直接影響を及ぼさない業務を除いて、施設の職員によって施設サービスを提供する。
- 3 前項による施設職員の管理下において、実習生、ボランティア等によって施設サービスを提供することがある。
- 4 職員の資質向上のため、研修の機会を確保する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は非常災害対策に備えて災害に係る業務継続計画・防災計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。また訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 施設の利用に当たっては、あらかじめ利用申込者またはその家族は、この運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービス選択に必要な重要事項を記した文書の交付及び説明を受け、サービスの内容及び利用期間等について合意の上でサービスの提供を受けること。

- 2 利用者とその家族は、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を受けるにあたっては、別に定める「重要事項説明書の施設利用の留意事項ならびにショートステイ利用時のご案内」を守るものとする。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。また、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 入浴に関する衛生管理については、厚生労働省の指導に基づき入浴施設の衛生管理に関する条例を遵守する。
- 3 その他、感染症・食中毒対策として感染症対策委員会を設け、感染症に係る業務継続計画の策定、指針の整備、年2回以上、職員に対して周知ならびに研修や訓練を行う等、施設マニュアルにそって発生予防に努める。

(高齢者虐待)

第13条 虐待の防止のための措置に関する事項について、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(協力医療機関)

第14条 入院治療を必要とする利用者の為に、あらかじめ協力病院等の協力医療機関を定める。

- 2 協力医療機関は、神戸百年記念病院・川崎病院・竹島歯科とする。
- 3 事業者は、ご契約者の希望または必要に応じて、協力医療機関等での治療の援助を行う。

(掲 示)

第15条 施設の見やすい場所に、この運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示、または閲覧可能な形でファイル等に備え置くこととする。

(守秘義務等)

第16条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を他にもらしてはならない。職員であった者も同様とする。

- 2 事業所は就業規則、または雇用契約の中に前項の内容を含めるものとする。
- 3 居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第17条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、提示の求め、依頼または市町村の職員からの質問、照会等に応じる。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第18条 施設の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流を図る。

(緊急時および事故発生時の対応)

第19条 職員は、利用者が指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用中、利用者の病状が急変するなどの緊急事態が生じたときは、速やかに医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族および関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故防止のための委員会を設け、職員に対して周知ならびに研修を行う等、施設マニュアルにそって事故発生の防止に努める。

(会計の区分)

第20条 施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第21条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(記録の保管については適切な個人情報の取り扱いを行った上で、電磁的記録でも可能とする)

(身体拘束)

第22条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は感染症や非常災害時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画、および早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な対応を講ずるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第24条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとする。

(附則)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する

この規程は、平成13年12月 5日改正

この規程は、平成14年 4月 1日改正

この規程は、平成15年 4月 1日改正

この規程は、平成16年 4月 1日改正

この規則は、平成17年 3月15日改正

この規則は、平成17年10月 1日改正

この規則は、平成18年 4月 1日改正

この規則は、平成19年12月 1日改正

この規則は、平成20年 9月 1日改正

この規則は、平成21年 4月 1日改正

この規則は、平成25年 4月 1日改正

この規則は、平成26年12月25日改正

この規則は、平成27年 9月 1日改正

この規則は、平成30年 4月 1日改定

この規定は、令和 元年 6月 1日改定

この規定は、令和 2年 4月 1日改定

この規定は、令和 3年 4月 1日改定

この規定は、令和 4年 4月 1日改定

この規定は、令和 5年 4月 1日改訂

この規定は、令和 6年 4月 1日改訂

この規定は、令和 7年 4月 1日改訂